

富士見都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路 3・4・4 鶴瀬駅東通線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・4・4	鶴瀬駅東通線	富士見市鶴瀬東一丁目	富士見市山室一丁目	富士見市鶴馬一丁目	約 1,670 m	地表式	2車線	20 m	幹線街路と平面交差2箇所 幹線街路川越志木線と立体交差	
幹線街路	3・4・40	上福岡駅前通線	ふじみ野市上福岡一丁目	ふじみ野市川崎字竹花	ふじみ野市福岡一丁目	約 2,200 m	地表式	2車線	16 m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

富士見都市計画道路 3・4・4 鶴瀬駅東通線の一部として決定していた鶴瀬駅東口駅前交通広場及び、富士見都市計画道路 3・4・40 上福岡駅前通線の一部として決定していた上福岡駅東口駅前広場について、「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」の方針に基づき、3・4・4 鶴瀬駅東通線及び、3・4・40 上福岡駅前通線から分離するものです。

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第17条第1項の規定に基づき、富士見都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

1. 変更の必要性

従来、埼玉県では、駅前広場を県管理の停車場線に接続して設ける場合には、県が都市計画道路の一部として決定していましたが、計画、整備、管理の一元化を図る目的で、平成24年12月20日に「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」を定めました。

この方針に基づき、

- ① 3・4・4 鶴瀬駅東通線の一部として決定されていた、鶴瀬駅東口駅前交通広場約3,800平方メートルについて、3・4・4 鶴瀬駅東通線から分離するものです。
- ② 3・4・40 上福岡駅前通線の一部として決定されていた、上福岡駅東口駅前広場約2,000平方メートルについて、3・4・40 上福岡駅前通線から分離するものです。

なお、鶴瀬駅東口駅前交通広場及び上福岡東口駅前広場については、新たに富士見市決定及びふじみ野市決定の都市計画道路として定めます。

2. 変更の内容及び効果

埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」に基づき、3・4・4 鶴瀬駅東通線及び3・4・40 上福岡駅前通線から駅前広場を分離するものです。

今回の変更は、実質的な道路の位置、区域及び構造の変更は行わないことから都市計画上の規制内容に変更は生じません。

3. 関連する都市計画

富士見都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画の変更をする予定です。

- ① 道路（富士見市決定）
- ② 道路（ふじみ野市決定）